

岡山県小橋町庁舎ネットワーク機器更新業務 質問回答

No	質問内容	回答内容
1	当該契約について、万が一歳出予算の減額又は削除による解約が発生した場合、残賃貸借料のお支払について協議いただくことができますでしょうか。 また、これまでに上記理由による解約の実績はないと認識してよろしいでしょうか。	本業務は契約書案に示す内容で契約を締結することにしており、第3条の2に記載のとおり、予算削減等があった場合は当該契約を解除する旨を予め約定することになりますので、理由のないものについて残賃貸借料の支払いに応じることは困難ですが、協議の場を持つことは可能です。 なお、岡山県小橋町庁舎のネットワーク環境整備に係る業務について、過去に解約の実績はありません。
2	賃貸借物件に付保する動産総合保険については、一般的な保険（地震、津波、噴火、紛争等は対象外／経年とともに保険金額の上限が逡減される）の付保でよろしいでしょうか。	一般的な保険で問題ありません。
3	本件については、満了後機器を県に無償譲渡する条件となっているため、受注者は賃貸借期間中においても当該機器の固定資産税の負担を免除されるものと理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりと思いますが、リース物件の固定資産税の取扱いについては、市町村等の税務当局に御確認ください。
4	受注者の責によらない事由により納品遅延が発生した場合、対応策について速やかに協議をさせていただき実施することで免責頂けないでしょうか。	契約書案では丙の責めに帰することができない事由による納品遅延について定めておらず、仮に当該事案が発生した場合には第27条に基づき協議を行う必要があると考えております。